



©こうやくんPJ
高野町観光・広報大使

お知らせ版
広報

こうや

2014年(平成26年)

1月

No.81

役場の代表電話番号は56-3000、富貴支所の電話番号は53-2301です。

かつかい

覚海トンネルが貫通しました!



去る11月22日、建設中の国道480号(高野山道路)最長となる覚海トンネル(L=910m)の貫通式が行われました。式典では、はじめに最終作業となる「貫通発破」が行われ、秒読みの合図とともに点火。大きな爆破音がトンネル内部にこだまし、無事に貫通したことが確認されると、参加者らは歓喜の声を上げました。

その後、「貫通点通り抜きの儀」が開かれた他、樽みこしが入場し、鏡開きも行われ、祝いの雰囲気盛り上げました。

高野山開創1200年大法会が行われる平成27年4月には、全線開通予定となっております。

～今月の主な内容～

P 2 町民広場
P 3 介護予防教室を終えてなど
P 4 税務係からのお知らせなど

P 5 生活環境課からのお知らせなど
P 6 住環境整備補助金など
P 7 文化財防火デーの案内など

P 8 給与支払報告書の提出について
P 9 健康づくりだより
P 10 公民館からのお知らせなど



高野山開創
1200年

町民広場

このコーナーは、町民の皆さんにご利用いただくページです。
町内の催し物や祭りの案内、サークルの会員募集などにご利用下さい。

開創通信 vol. 19



開創アーカイブス

～先人の足跡をたどって(その3)～

先祖供養など仏事のお供物としておなじみの伝統の干菓子「落雁（らくがん）」。大正4年（1915）の高野山開創1100年記念大法会でも、それが参拝者らに配られたらしいことが明らかになりました。和歌山市に本社のある和菓子の老舗で大切に保管されてきた落雁製造用の押型（おしがた＝菓子木型）に記された墨書によって確かめられました。

この墨書は、室町時代中期に京都で創業し元和5年（1619）に徳川頼宣公の国替えで紀

伊徳川家御用菓子司に任命されて和歌山に本店を開いたという総本家駿河屋に伝えられてきた江戸時代以来の200点を超す押型の中から見つかりました。長さ47センチ、幅10センチ、厚さ2・5センチの羽子板形の押型で、表面に牡丹（ぼたん）の花が4つ彫り込まれ、裏面に「高野山創立壱千百稔（年）大法會紀年押物 牡丹」と書かれていました。一緒にあった小ぶりの押型には「金剛峯寺」の名前と2つの三鈷杵を交差させた羯磨（かつま）の図柄が描かれており、墨書はありませんでしたが、同じ開創1100年記念大法会の際に用いられたと思われます。

前々回の記念大法会に落雁が配られたという資料は大正5年発行の『高野山開創壱千百年記念大法會記録』にも見当たりま

せんが、総本家駿河屋営業部の石井嘉明さんは「墨書と、押型に彫り込まれた牡丹の花が非常に鮮明で短期間しか使われていないことから見て、落雁は開創記念限定で納めさせていただいたのでしょうか。押型は桜材で造られることが多いので、これらもそうかも知れません」と話されています。弘法大師が初めて中国から持ち帰られたと伝えられる牡丹ですが、押型に力強く描かれたその大輪の花は、花卉の一枚ずつが鋭い描線で表現され、落雁づくりにかけた当時の職人さんたちの強い情熱が伝わって来るようです。

総本家駿河屋の落雁は、普通の砂糖の8倍もの価格といわれる上質の和三盆だけを練り込んでつくられるのが特徴で、石井さんは「ちょっと考えると甘過ぎるように思われそうですが、和三盆は“口溶けが良い”ので甘さが後に残りません。つなぎ成分を用いないので割れやすく、作るの難しいのですが」と言われていました。保管されている押し型の中には、和歌の浦など「紀州八景」を絵巻物風に彫り込んだA3判くらいの江戸時代の大型版もあり、一部は和歌山市の総本家駿河屋「駿河町本舗」で展示されているそうです。



【問い合わせ】 高野山真言宗総本山金剛峯寺開創法会事務局 TEL 56-1200

<健康推進課からのお知らせ>

介護予防（高齢者筋力トレーニング）教室「シニアフィット塾」を終えて

本年度も介護予防（高齢者筋力トレーニング）教室を開催いたしました。9月からの3ヶ月間、計13回の教室に3名の方のご参加をいただきました。

本プログラムは高齢者の日常生活行為に必要な筋力、特に歩行機能に関する筋力の向上等への効果を実証されている「わかやまシニアエクササイズ」の運動プログラムを介護予防事業として平成17年度から実施しております。

この運動指導プログラムは、踏み台・イス等の身近な用具を使用し、在宅での自主トレーニングを組み込み、歩行機能の改善等に効果的な「筋力トレーニング」と「有酸素運動」の両方をバランスよく組み合わせた運動プログラムで、総合的な介護予防効果が期待できる内容になっています。



本年もこの運動プログラムと合わせて口腔機能向上に関する教室も開催し、楽しい教室になりました。

今後も介護予防に対する意識の向上や理解を深めてもらえるよう、介護予防事業を展開していきたいと思っております。

【問い合わせ】 健康推進課 TEL 56-2933

<橋本簡易裁判所からのお知らせ>

調停相談会の開催について

橋本簡易裁判所所属の調停委員で構成する橋本調停懇話会では、この度調停相談会を開催することになりました。

「調停」は、お金の貸し借りや、土地・建物、交通事故などに関するトラブル、また、離婚や相続などの家庭内のトラブル等、日常生活におけるさまざまな争い事を話し合いで円満に解決するための制度です（家庭内のトラブルは家庭裁判所の取り扱いになります。）。

調停として扱えることがらか、調停を申し立てるのにはどうしたらよいのか、どのように調停が行われるのかなどについて、実際に調停に携わっている橋本簡易裁判所所属の調停委員がご相談に応じますので、お気軽にお越しください。

日 時 平成26年1月23日（木） 午後1時から4時まで
場 所 橋本市東家5丁目2番4号
橋本簡易裁判所

※なお、相談は無料で、秘密は守られます。

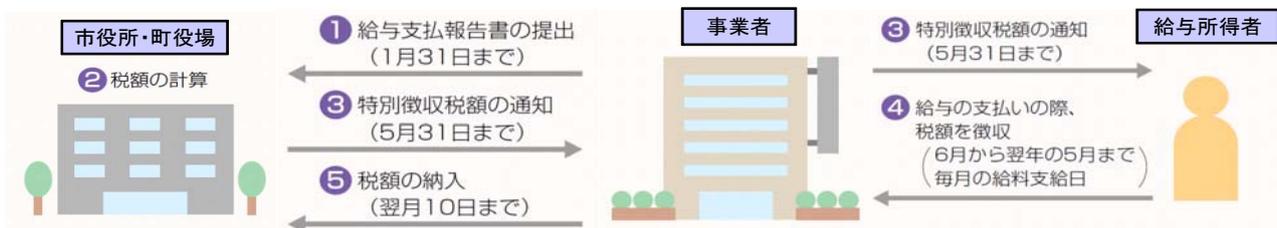
【問い合わせ】 橋本簡易裁判所 TEL 32-0314

<総務課税務係からのお知らせ>



個人住民税の特別徴収のしくみ

毎年5月31日までに特別徴収義務者に対して「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ、市町村ごとの合算額を納入してください。



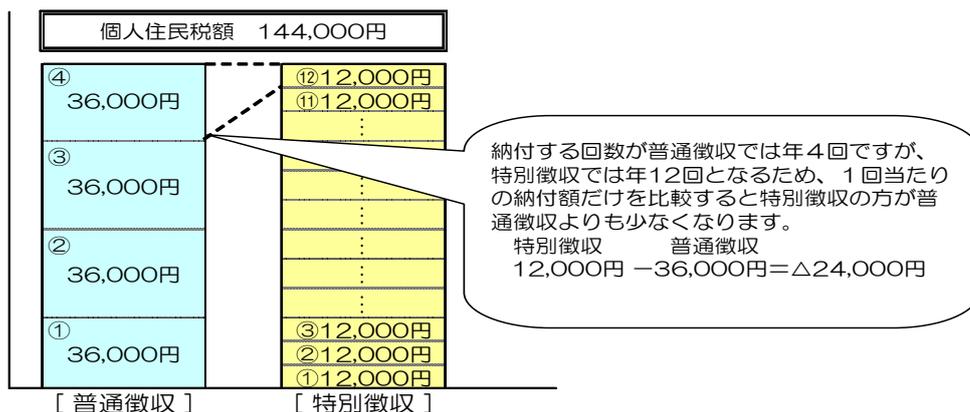
【納期の特例】

〔従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。〕

個人住民税の特別徴収のメリット等

従業員（給与所得者）にとって

- 毎月、給与から徴収されるため、納め忘れがありません。
- 一人ひとりが每期ごとに金融機関に向く必要がありません。
- 1年分の税額を12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。（普通徴収は年4回）
～ イメージ ～ [夫婦と子供2人の世帯で給与収入が500万円、個人住民税が144,000円とした場合]



給与支払者（特別徴収義務者）にとって

- 所得税と違い、税額は、前年の所得（給与支払報告書等）に基づいて、各市町村で計算し通知しますので、**税額計算や年末調整の必要がありません。**

【問い合わせ】 総務課税務係 TEL 56-2934

<総務課からのお知らせ>

1月の消費生活相談会のお知らせ

相談無料・秘密厳守

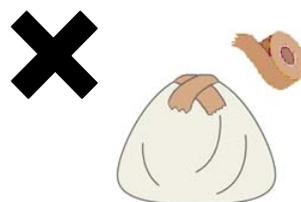
日 時 1月15日（水） 午後1時から3時まで（毎月第3水曜日に開催）
場 所 高野町役場 住民ホール
相談内容 訪問販売、悪質リフォーム、催眠商法、クーリングオフ、多重債務など
※専門の相談員が対応します。電話での相談も受け付けます。

【問い合わせ】 総務課 消費生活相談係 TEL 56-3000

<生活環境課からのお知らせ>

○ごみ袋の口をガムテープで止めないでください

ごみの積込み時、ガムテープが手に張り付き、**ごみ収集車へ手を巻き込まれそうになる**ことがあります。作業員の安全のためにも、ごみ袋の口はガムテープで止めず、しっかりとお縛りいただき、片手で持ち上げられるようお願いいたします。



○発砲スチロールのリサイクルにご協力を！

じん芥処理センターへ直接持ち込んでいただければ、砕いて指定袋に入れる必要はありません。
持ち込みのできる曜日は、月・火・木・金曜日の午前9時から午後3時までです。

・処理できるもの (きれいなものに限りです。)

発砲スチロール製の緩衝・梱包材等 (着色されているものや文字が書かれているものも可。) 及び食品用のトレイで   のマークが付いているものに限りです。



・出し方 (必ず守ってください)

- ・ラベルやテープ・ヒモ等の異物は、全て取り除いてください。
- ・汚れのある場合は、水で洗って乾燥させてください。



ドラム缶10本分の発砲スチロールが **約10Kgのかたまりになります**

【問い合わせ】 生活環境課 環境衛生係 TEL 56-3760

<和歌山県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ>

柔道整復師 (整骨院・接骨院)、鍼灸、 マッサージの施術を受けている方へ

○ご自身が受けられた施術の内容 (申請書) をご確認くださいになるようになりました。

ご自身が受けられた施術に係る、施術回数、施術部位、施術内容、負傷の原因、施術料・往療料の内訳等について、広域連合に提出されている療養費支給申請書をご確認 (支給申請書の写しの提供) いただくことが出来ます。(一部、施術所の支払機関に関する情報等はご確認いただけない場合があります。)

【主な記載内容】

- ◇負傷名、負傷原因 (3部位以上施術の場合)、負傷年月日 (※柔道整復師のみ)
- ◇傷病名、症状 (※鍼灸、マッサージのみ)
- ◇施術回数、施術を受けた日、施術内容
- ◇施術料・往療料等の内訳など

【ご確認が可能な方】

原則として、後期高齢者医療の被保険者で、柔道整復師 (整骨院・接骨院)、鍼灸、マッサージの施術を受けられたご本人様が対象となります。(※ご希望の方は下記までご連絡下さい。)

【問い合わせ】 和歌山県後期高齢者医療広域連合 療養費適正化特別対策班 TEL 073-428-6688

<企画財政課からのお知らせ>

住環境整備（リフォーム）補助金について

平成25年4月よりスタートしています住環境整備補助金の申請分についてお知らせします。
(平成25年11月末現在)

申請件数	81件	
補助金対象経費 (工事見積額)	58,437,671円	申請者の方がリフォーム工事に要した額です。
補助金交付(予定)額 (工事未完了分含む)	12,926,000円	工事費の1/2で最高20万円となっています。 20万円未満の場合もあります。
商品券交付額	1,448,000円	補助金の1割を交付します。
工事の種類 (1つの工事で重複 しています)	1、内装改修(天井・床・壁・和室⇄洋室)・・・30件 2、外構修繕(壁・屋根・軒・樋・塗装)・・・25件 3、建具工事(ふすま・障子・ドア・窓・サッシ等)・・・19件 4、畳工事・・・14件 5、台所改修・・・10件 6、浴室・給湯器・・・10件 7、トイレ改修・・・6件 8、洗面所・・・5件	

※平成25年度の申請は、平成26年度3月末までに工事が完了し、書類の提出も完了できるように
お願いします。平成26年度も継続する予定です。3月に発行する広報でご確認ください。

※申請できるのは、実際に入居している住宅が対象です。入居している方ならどなたでも結構です。
リフォーム後に入居する場合は3ヵ月以内をお願いします。
詳細については企画財政課までお問い合わせください。

【問い合わせ】 企画財政課 TEL 56-2932

<粉河税務署からのお知らせ>

法律の改正により
平成26年1月から

**個人で事業(農業)や不動産貸
付等を行う全ての方は記帳と帳簿等
の保存が必要になりました！！**



記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、
取引年月日や金額等を帳簿に記載します

帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります

※ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ】 粉河税務署 TEL 0736-73-3301
*音声案内に従って、「2」をダイヤルしてください。

<教育委員会からのお知らせ>

守ろう文化財 第60回「文化財防火デー」啓発行事開催のお知らせ

1月26日は、昭和24年に法隆寺金堂壁画が焼損した日にあたり、この日を「文化財防火デー」として定め、全国的に文化財を火災から守る運動を実施しています。

高野町には、国・県・町指定のたくさんの文化財が保存されています。これらの文化財を火災から守るには、関係機関や文化財関係者だけでなく住民の皆様にも文化財に関心を持っていただき、連携・協力していくことが大切です。つきましては、下記のとおり啓発行事を実施しますので、お誘い合わせの上、是非ご観覧下さい。

実施日 平成26年1月24日（金）

- 防火啓発サイレン吹鳴 午後2時頃（訓練開始時）
★火災とお間違えのないようにお願いします。★
- 啓発車両パレード（高野山地区） 午後1時30分 本山前出発
- 消火訓練（伽藍境内不動堂・蓮池周辺） 午後2時頃（パレード終了）より



- 主 催：高野町教育委員会・高野町消防本部（署）
- 共 催：総本山金剛峯寺・高野町・高野町消防団・橋本警察署高野幹部交番・高野山文化財保存会

火災は、一瞬にして私たちの貴重な生命、財産を水の泡にしてしまいます。
『備えあれば憂いなし』、火災の防止に万全を期して下さい。

火の用心

- ◎ 消すまでは 心の警報 ON のまま
- ◎ 消すまでは 出ない行かない 離れない
- ◎ 消したはず 決めつけしないで もう一度

【問い合わせ】教育委員会 TEL 56-3050（直通）

<橋本公証役場からのお知らせ>

公証人による休日相談会

- と き 原則として、毎月末の日曜日
- と ころ 橋本商工会館3階 橋本公証役場（橋本市市脇一丁目）
- 費 用 無料（秘密厳守）
- 申込み 予め事前に電話予約が必要です。

「遺言や大切な契約を公正証書が守ります」

「老後の安心は任意後見契約で」

【申込み・問い合わせ】橋本公証役場 TEL 32-9745

<総務課税務係からのお知らせ>

※事業者の皆様へのご案内※

給与支払報告書の提出のお願い

- 給与支払報告書は町県民税の申告に代わる重要なものです。
平成25年中にアルバイト・パート等で、給与支払額が少額の方につきましても、給与（専従者給与を含む）や賃金を支払った事業主の方は、受給者ごとに給与支払報告書を作成し、総括表とともにその受給者の平成26年1月1日現在の住所地の市区町村へ平成26年1月31日までに提出してください。
- 所得税の源泉税額がない場合、受給者本人が確定申告している場合も提出してください。
- 従業員の個人住民税（町県民税）は特別徴収を実施してください。
個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様、納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から個人住民税（町県民税）を徴収し、市区町村に納入していただく制度です。
- 給与支払報告書（個人別明細書）様式変更について
税法改正により、平成25年度分以後の個人住民税についても生命保険料控除等の改正が行われました。契約した種類と締結日に応じて金額を記入する欄が設けられました。生命保険料控除等の計算の基になった支払金額については全て給与支払明細書（個人別明細書）の該当する欄へ必ずご記入ください。

給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

26

※区分		氏名		※種別		※整理番号	
住所		氏名		氏名		氏名	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		源泉徴収税額	
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数		障害者の数	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額		旧長期損害保険料の金額	
配偶者の合計所得		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		旧長期損害保険料の金額	
扶養親族		未成人者		外国人		死亡退職	
災害		乙種		本人が障害者		妻	
特別		その他		特別		特別	
支所(居所)		氏名又は		氏名又は		氏名又は	
氏名又は		氏名又は		氏名又は		氏名又は	
氏名		氏名		氏名		氏名	

(概要)に控除対象配偶者、扶養親族の名前及び前職分の加算額、支払者等を記入してください。

- ・平成24年1月1日以後に保険契約を締結したものの介護医療保険料の金額、新生命保険料の金額、新個人年金保険料の金額の該当欄へ
 - ・平成23年12月31日以前に保険契約を締結したものの旧生命保険料の金額、旧個人年金保険料の金額の該当欄へ
- ※配偶者の合計所得、旧長期損害保険料の金額欄も該当がある場合はこれまでどおり記入してください。

【問い合わせ】 総務課税務係 TEL 56-2934

1月 健康づくりだより



こどもの健康づくり(1月分)

予防接種	ワクチン名	対象児	実施日	会場	
	四種混合、三種混合、不活化ポリオ	個別通知します	14日(火)	高野町保健福祉センター (受付時間13:00~14:00)	
	日本脳炎、BCG、麻しん・風しん		20日(月)		
※富貴地区の児童は随時、富貴診療所で行います					
健康診査・相談	乳幼児健診の対象児		健康相談の対象児		実施日/会場
	4ヶ月児	平成25年 9月生まれ	4ヶ月児	平成25年10月生まれ	
	6ヶ月児	平成25年 7月生まれ	6ヶ月児	平成25年 8月生まれ	
	10ヶ月児	平成25年 3月生まれ	10ヶ月児	平成25年 4月生まれ	
	1歳6ヶ月児	平成24年 5月生まれ	1歳6ヶ月児	平成24年 6月生まれ	
	3歳6ヶ月児	平成22年 5月生まれ	2歳6ヶ月児	平成23年 6月生まれ	
		3歳6ヶ月児	平成22年 6月生まれ		
28日(火) 高野町保健福祉センター (健康相談 10:00~11:00) (乳幼児健診13:30~14:00)					

大人の健康づくり(1月分)

健康診査(個別受診)	健診名	対象者	自己負担金	<p>受診期間は26年2月末までです。 受診には、それぞれ『受診券』が必要です。 医療機関には事前の予約をお願いします。</p> <p>《肺がん・胃がん・大腸がん検診》 今年度から伊都郡橋本市内の医療機関で広域的に受診できるようになっています。 『受診券』は4月中旬にお送りしていますが、見当たらない方には再発行しますのでお知らせください。 《子宮がん・乳がん検診》 『受診券』は自己負担金と引換えに交付しますので、役場窓口までお越しください。</p>
	肺がん検診 胃がん検診 大腸がん健診	40歳以上の方 (S49.4.1以前誕生の方)	無 料	
	子宮がん健診	20歳以上の女性 (H6.4.1以前誕生の方)	1,000円	
	乳がん検診	30歳以上の女性 (S59.4.1以前誕生の方)	2,000円	
健康相談	会場名	実施日	実施時間	備考
	東細川集会所	8日(水)	9:30~10:00	
	西細川多目的集会所	8日(水)	10:10~10:40	
	細川団地集会所	8日(水)	10:50~11:10	
	高野山多目的集会所	8日(水)	13:30~15:00	
	西郷集会所	15日(水)	13:30~14:00	
	神谷多目的集会所	16日(木)	10:00~10:30	10:30~生活リハビリ(500円)
	桜茶屋(横谷様宅)	16日(木)	12:30~13:00	
	高根集会所	17日(金)	10:00~10:30	
	下筒香集会所	21日(火)	9:30~10:00	
	(旧)筒香小学校	21日(火)	10:10~10:50	
	杖ヶ藪 龍福寺	21日(火)	13:30~14:00	
	大滝集会所	22日(水)	13:30~14:00	
	湯川集会所	24日(金)	10:00~10:30	午後~読み聞かせ
保健師による相談と簡単な健康チェック(血圧測定、検尿等)を行います				

【問い合わせ】 健康推進課 健康づくり係(保健師) TEL 56-2933

<中央公民館からのお知らせ>

平成25年度 第7回 町民教養講座レポート

11月2日午後1時半より中央公民館2階にて、高野町の副町長でもあり、また和歌山県公共図書館協会理事の中島紀生公民館長による企画「子どもたちと語る読書の楽しみ」が開催されました。

初めに高野山小学校の読書感想文で優秀作品に選ばれ学校代表となった児童4名が、それぞれの読書感想文を発表。その後、読み聞かせボランティアの田輪さんに、新見南吉の「ごんぎつね」の絵本読み聞かせをしていただき、子どもたちと公民館長、そして会場にいる方も交えて、図書室の利用頻度や入れて欲しい本など、様々なテーマでのフリートークを行いました。



サンわく学実施報告

11月9日、中央公民館2階にて、「アロマキャンドルでケーキ作り！」を午前・午後の部と分けて実施しました。講師の荒川由美先生に、作り方を丁寧に教えていただき、ケーキの下地、ケーキにのせるイチゴを作り、飾りのキャンドルの型抜きなどを行いました。

子どもたちの中にはアロマの香りで眠くなった子もいたようですが、地道な努力の甲斐あって、とてもかわいいケーキが出来上がりました！荒川先生にきれいにラッピングまでしていただき、子どもたちも大喜びでした。

後日、参加したお子さんのお母さんからも「家族で子どもの作ったケーキを見た時、本物のケーキかと思ったと驚いていました。子どももとても喜んでいました。」という声がありました。

荒川様、楽しい時間を過ごさせていただきありがとうございました。サンわく学に来たことのないお子さんも、保護者の方もお気軽にご参加ください。



【問い合わせ】中央公民館 TEL 56-2076

高野町の人口(11月末日現在) ◆人口 3,492人(前月比 -13)男 1,715人/女 1,777人◆世帯 1,777戸(前月比-1)

発行・編集: H25.12.27 高野町企画財政課 / 〒648-0281 高野町大字高野山 636 番地

TEL:0736-56-3000(代表) FAX:0736-56-4745 インターネット URL <http://www.town.koya.wakayama.jp/>